明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二　組合が支給する厚生年金保険法による保険給付のうち二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害厚生年金若しくは障害手当金又は遺族厚生年金（同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。）の支給に要する費用について昭和六十年改正法附則第三十一条第一項第一号に規定する昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る長期給付（共済法第七十三条第一項各号に掲げる保険給付を含む。以下この条において同じ。）に要する費用に相当するものとして政令で定める部分に相当する額を計算する場合には、当該長期給付の額の計算の基礎となつた第一号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいう。）及び第四号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間をいう。）を、当該長期給付の額の計算の基礎となつた第二号厚生年金被保険者期間とみなして、昭和六十年改正法附則第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び前条第一項から第四項までの規定を適用する。

第七十条第三項第一号中「追加費用対象期間」を「施行法第五十四条の規定（他の法令においてその例によることとされる場合を含む。）により、国等（施行法第三条の二に規定する国等をいう。）、組合、連合会又は施行法第五十四条第三項に規定する法人が負担すべき金額の算定の基礎となつている組合員期間（以下この項において「追加費用対象期間」という。）」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　国家公務員共済組合法」を「第三章　平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に、「支給する国家公務員共済組合法」を「支給する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

第一条中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）」に改める。

第三条の見出し中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第一項中「管掌者」を「実施者」に、「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改め、同条第二項及び第三項中「管掌者」を「実施者」に改める。

第四条第一項及び第三項中「管掌者」を「実施者」に、「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改める。

第五条第一項中「改正後国共済施行法」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「平成二十四年一元化法改正前施行法」という。）」に改め、同条第二項中「昭和六十年国共済改正法」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法」という。）」に改め、同条第三項中「改正後国共済施行法」を「平成二十四年一元化法改正前施行法」に改め、同条第五項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に、「改正後国共済施行法」を「平成二十四年一元化法附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

第三章の章名中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改める。

第七条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改め、同項第二号中「改正後国共済法」及び「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改め、同条の表第八十八条第一項第三号の項及び第八十八条第一項第四号の項中「管掌者」を「実施者」に改める。

第九条第二号及び第三号中「昭和六十年国共済改正法」を「平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法」に改める。

第十条の見出し及び同条第一項中「改正後国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「管掌者」を「実施者」に改める。

第十一条の見出し中「国家公務員共済組合法施行令」を「平成二十七年改正前国共済令」に改め、同条第一項中「により国家公務員共済組合法」を「により平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号。以下「平成二十七年国共済整備政令」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。以下「平成二十七年改正前国共済令」という。）」に改め、同条第二項中「平成九年改正政令第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（以下「改正後国共済施行令」という。）」を「平成二十七年改正前国共済令第八条」に改める。

第五章の章名中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

第十二条第一項の表以外の部分中「に読み替えるもの」を削り、同項の表国家公務員共済組合法の項第一欄中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第二欄から第四欄までの規定中

組合員若しくは組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間を有する者
組合員又は組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間を有する者

を

組合員若しくは組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間を有する者
第八十一条第二項に規定する障害等級	障害等級（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）
組合員又は組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間を有する者

に、「第四十五条第一項」を「第四十五条第一項」、「組合員であつた者」を「旧適用法人施行日前期間を有する者」に、「第四十五